

広島県水道広域連合企業団建設事業に伴う調査設計測量委託業務等検査要領

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、広島県水道広域連合企業団の所掌に属する建設事業に伴う調査、設計、測量等の委託業務の完了に際し、契約書及び設計図書（以下「契約図書」という。）に基づき、業務の完了を確認するための検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の指定及び職務について定める。

(検査)

第2条 検査職員は、次の各号に掲げる事項について検査を行うものとする。

- (1) 成果物
- (2) 業務の管理状況等

2 検査職員は、すべて契約図書と照合して検査を行わなければならない。

(検査職員の指定等)

第3条 契約担当職員は、委託業務の検査職員を委託契約ごとに指定するものとする。

2 契約担当職員は、次の場合を除き、原則としてその業務の調査職員を検査職員に指定することはできないものとする。

- (1) 実施に当たり特別な技術又は知識を要し、調査職員以外の職員により行うことが著しく困難な検査
- (2) その他特別な事由のある検査

3 契約担当職員は、原則として次表により検査職員の指定を行うものとする。ただし、前項と同様の事由により次表によることが困難な場合はこの限りではない。

機関名	委託業務の契約額	検査職員の指定対象職員
本 部	5 百万円以上	本部参事又は本部各課の役付職員（調査職員を除く）
	5 百万円未満	本部の役付職員（調査職員を除く）
広島水道事務所	1 千万円以上	本部参事又は本部各課の役付職員（調査職員を除く）
	5 百万円以上 1 千万円未満	事務所長又は事務所長が命ずる役付職員
	3 百万円以上 5 百万円未満	課長又はこれに相当する職以上の職員（調査職員を除く）
	3 百万円未満	係長又はこれに相当する職以上の職員（調査職員を除く）

4 検査職員は、契約担当職員への検査結果の通知をもって解任される。

(成果物の検査)

第4条 検査職員は、契約担当職員が意図する成果品であるかを確認するため、契約図書と対比し次の各号について検査を行うものとする。

- (1) 提出すべき成果等の数量
- (2) 使用した技術基準等
- (3) 照査技術者による照査結果
- (4) その他必要と認められる事項

(業務の管理状況等の検査)

第5条 検査職員は、業務の管理状況等について、書類、記録及び写真等により、次の各号について検査を行うものとする。

- (1) 業務に関する打合せの状況
- (2) 支給材料及び貸与品の返納又は精算の状況
- (3) その他必要と認められる事項

(調査職員等の立会)

第6条 調査職員の内1名は、立会人として検査に立ち会うものとする。

- 2 契約担当職員は、特に必要があると認めるときは、調査職員以外の職員を立会人として検査に立ち会わせることができるものとする。

(検査結果の通知)

第7条 検査職員は、検査の結果（修補の必要があると認められるときは、修補すべき事項の内容を含む。）を契約担当職員に通知しなければならない。

- 2 契約担当職員は、検査職員からの通知に基づき、検査の結果を受注者に通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。
- 3 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所の所掌に属する建設事業に伴う調査、設計、測量等の委託業務に適用する。
- 4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）の所掌に属する建設事業に伴う調査、設計、測量等の委託業務については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の則等をこの規程とみなして適用する。
- 5 前項の規定において、構成団体の要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業

団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

6 第4項の規定において、課を設置する事務所における検査員は、事務所長及び事務所長が指定する課長職以上の職員とすることができる。

7 第4項の規定において、課を設置しない事務所における検査員は、事務所長及び事務所長が指定する係長職以上の職員とすることができる。